

令和6年度入院者訪問支援事業担当者会議

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 精神・障害保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は**都道府県、政令指定都市**（以下「都道府県等」という。）

精神科病院



【支援対象者】

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2) 地域の実態等を踏まえ、(1)と同等に支援が必要として都道府県知事が認め、本事業による支援を希望する者

【精神科病院に入院する方々の状況】

医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・ 孤独感や自尊心の低下
- ・ 日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかわからないといった悩みを抱えることがある。

第三者による支援が必要

第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整



面会交流、支援
傾聴、生活に関する相談、情報提供 等



※2人一組で精神科病院を訪問

都道府県等による選任・派遣



【訪問支援員】

- 都道府県知事が認めた研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。

【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

（留意点）

- ・ 令和6年度より法定事業として位置づけ。（守秘義務等）
- ・ 訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・ 訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

訪問支援員養成研修の概要

- 都道府県は、精神保健福祉法第35条の2に基づき、訪問支援員の業務を適正に行うために必要な知識・技能等を修得するための研修を実施する。
- 都道府県知事が行う研修は、①精神保健、医療及び福祉の現状及び課題、②入院者訪問支援事業の概要、③入院者訪問支援員として必要な技能についての講義及び演習とする。
- 研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者を入院者訪問支援員と定める。

訪問支援員養成研修



- ・ 訪問支援員としての活動を希望する者が対象
- ・ 講義：5時間程度（オンライン受講可）
- ・ 演習：6時間程度（原則、対面で実施）
- ・ 実施主体：都道府県等
- ・ 内容：省令に準拠



【講義】

訪問支援の意義や訪問支援員の役割等を理解した上で、訪問支援員として必要な基本的知識を習得する

【演習】

講義で得られた基本的知識を基礎としつつグループワークやロールプレイ等を通じて訪問支援員として必要とされるより実践的な知識や技能を習得する



令和5年度実施の国の養成研修修了者を、入院者訪問支援員とする場合について

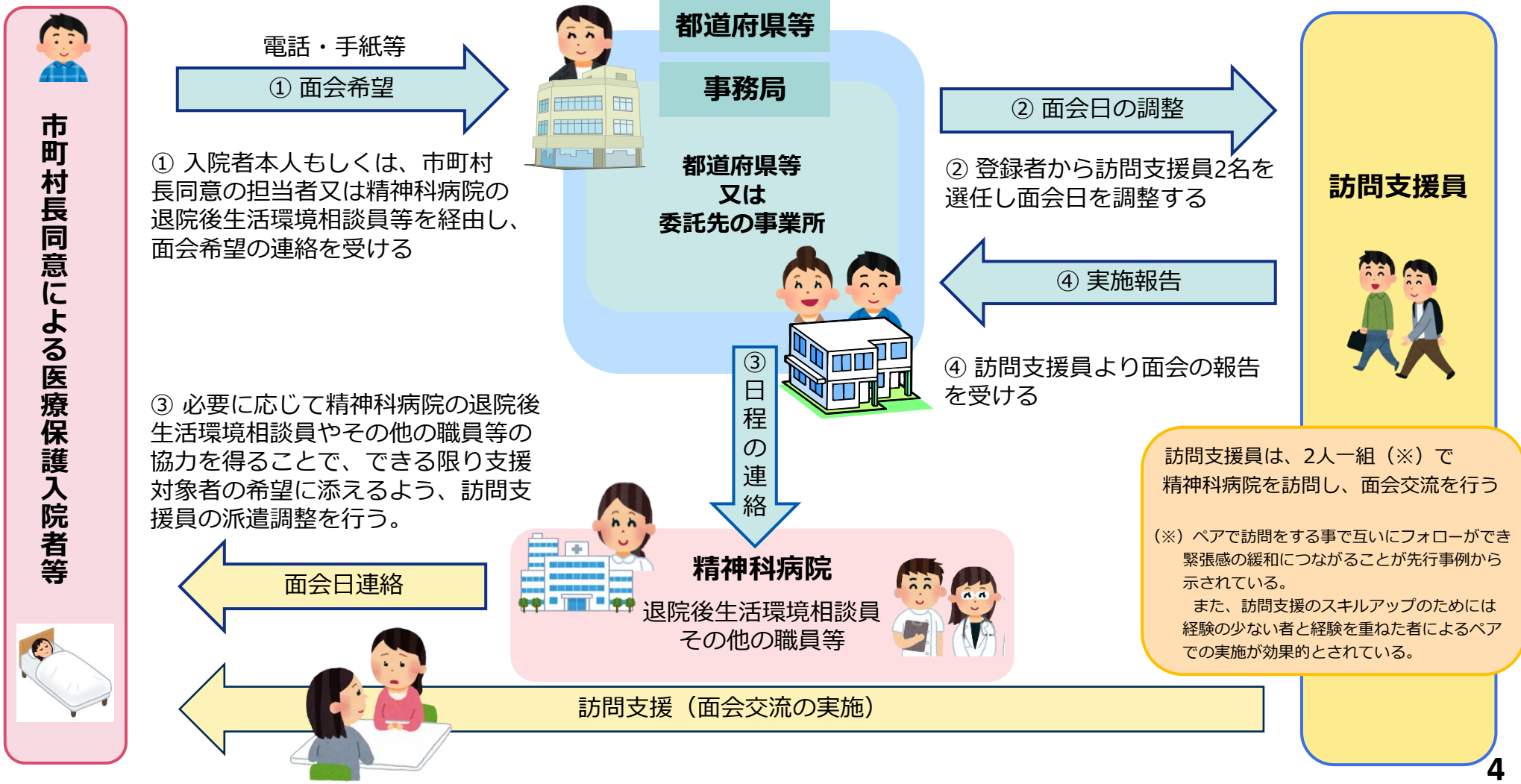
- 令和5年度実施の国の養成研修は、都道府県知事が行う研修の内容を定めた精神保健福祉法施行規則第18条の2第1号から第3号までの内容が盛り込まれたものです。
- そのため、都道府県知事等が適当と認める場合は、令和5年度実施の国の養成研修修了者を都道府県知事等が行った研修修了者とみなし、入院者訪問支援員として選任することが可能です。

※研修資料については以下のHPに掲載済（QRコードからもアクセス可能）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihokatsu_00004.html



訪問支援員派遣の流れ

- 入院者から訪問支援員との面会希望があった場合に、派遣調整を行う。
- 本人以外の者からの依頼については、本人の意向であることを確認した上で派遣調整を開始する。
- 事務局は、支援対象者の意向を確認した日付及びその方法等については、個別に記録しておくこと。



本事業に係る会議

- 都道府県等は、本事業を円滑に進めるため、事業の実施内容の検討や見直し等を行い、関係者の合意形成を図るための会議体及び事業の円滑な推進と更なる充実を図ることを目的として、実務者が協議するための会議体を設置する。

進め方の検討・見直し

推進会議

【目的】

運営を管理する者及び訪問支援を受け入れる医療機関と訪問支援を行う者が、実施要領や事業計画の策定、実務者会議から報告される事業の実施状況や課題等をもとに**事業の進め方について検討や見直しを図る**場とする。

【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

都道府県等の協議の場（地方精神保健福祉審議会、自立支援協議会、地域移行を推進する部会等）の活用を可能とする。

【参加者】

都道府県等主管課、精神保健福祉センター、保健所、当事者、当事者家族、精神科病院協会等の関係団体、その他有識者等

事業の推進と更なる充実

実務者会議

【目的】

訪問支援員や訪問支援を受け入れる精神科病院の関係者等が、定期的に事業実施における具体的な課題や支援のあり方等について協議し、その結果については適宜、推進会議へ報告する等、**事業の円滑な推進と、更なる充実を図る**場とする。

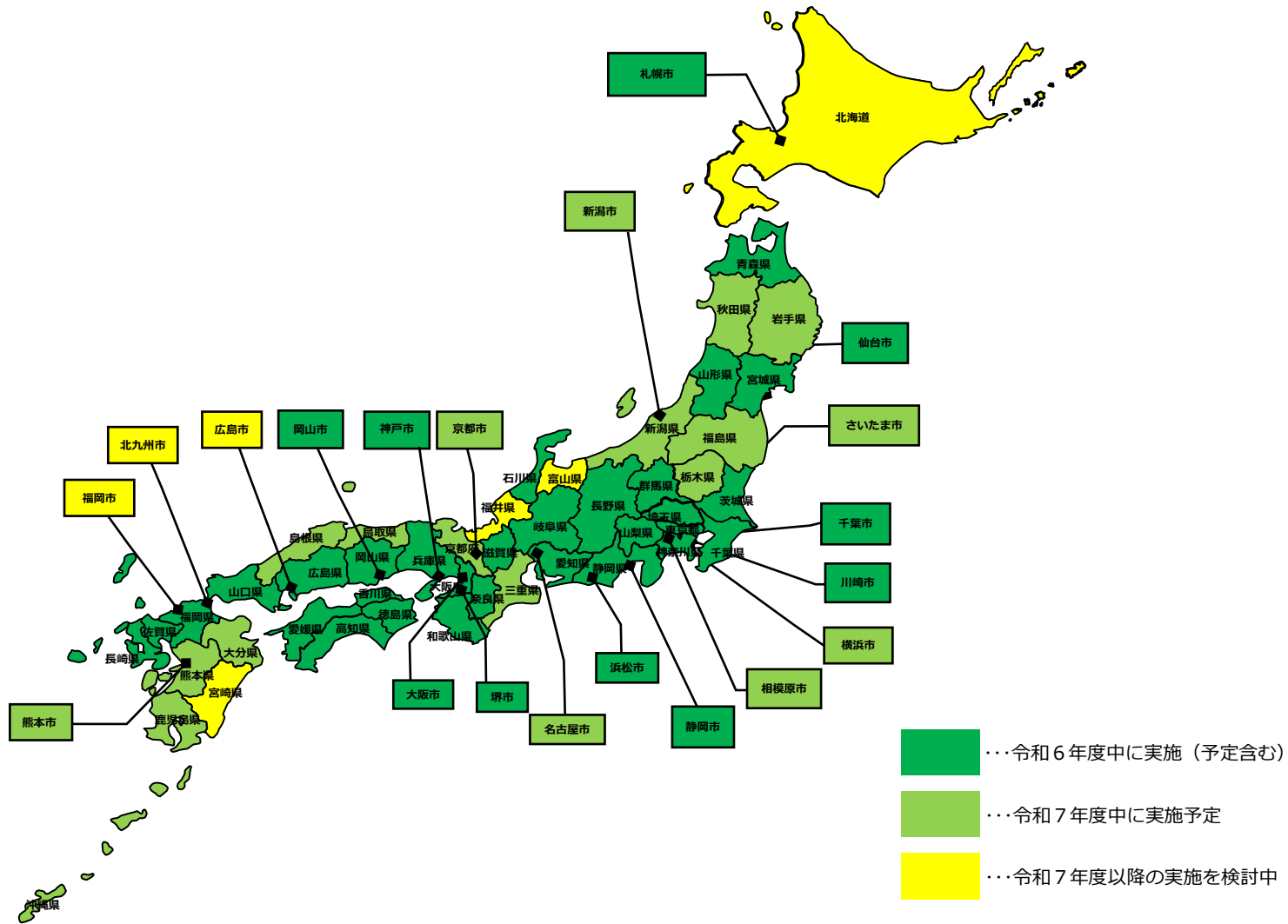
【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

（運営事務については委託を可能とするが、都道府県等事業担当者の会議への参加は必須とする）

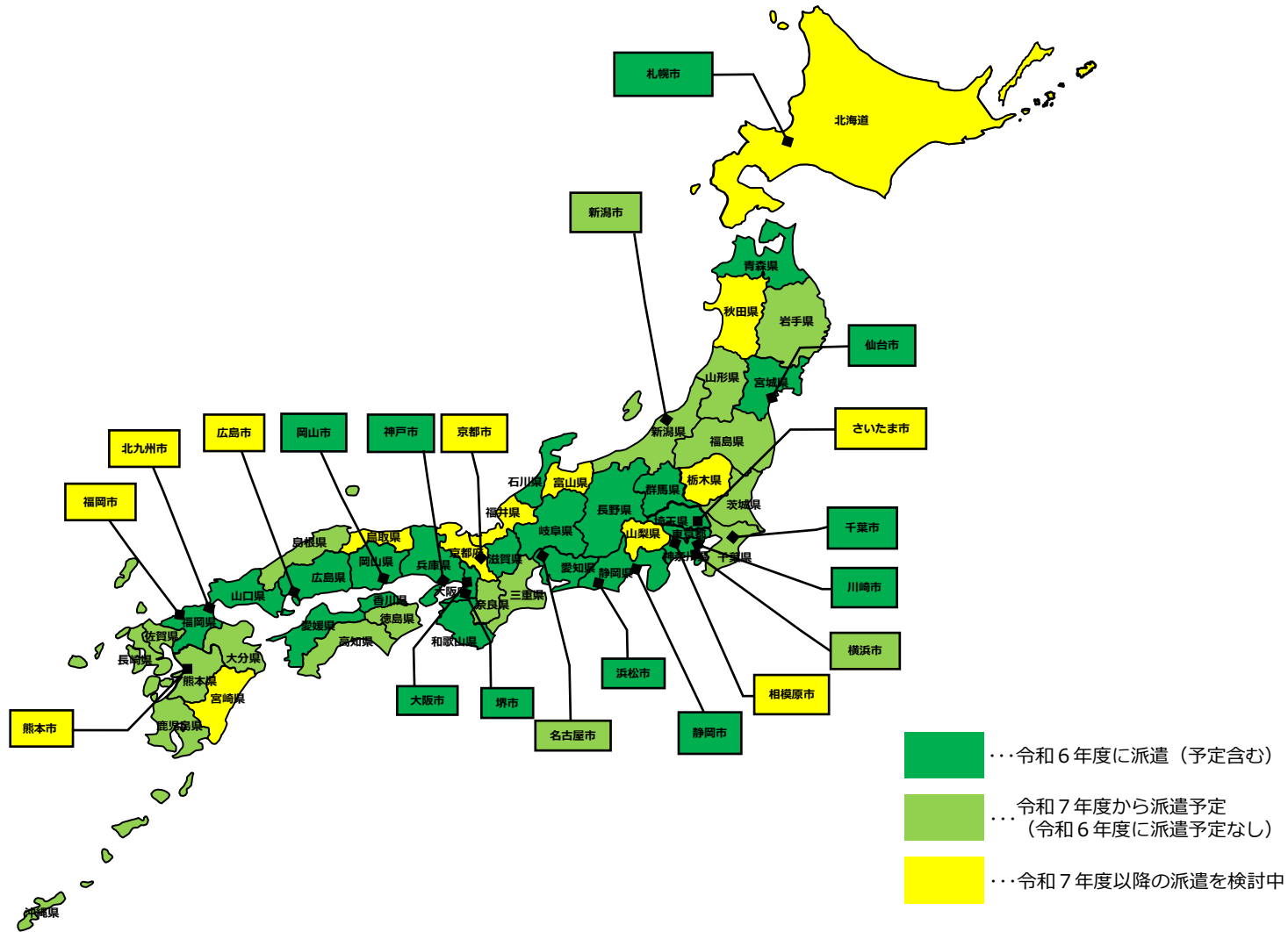
【参加者】

都道府県等主管課、委託先事業者、訪問支援員、精神科病院等の関係者、市町村実務担当者（市町村同意に係る部署、及び医療保護入院患者の支援に係る部署の担当）、その他の当該事業に係る者等

入院者訪問支援員養成研修実施状況（都道府県、指定都市）



入院者訪問支援員派遣状況（都道府県、指定都市）



都道府県	指定都市
21	10
17	3
9	7

(参考) 令和6年度入院者訪問支援事業運営研修

- 令和6年8月5日に、入院者訪問支援事業の開始に向けて、各自治体における円滑な事業運営のために必要な業務等を習得するための研修を開催しました。

		次第	担当	内容
10:00~10:05	全体 (5分)	はじめに	厚生労働省	本研修の目的、達成目標を共有する
10:05~10:20	講義 (15分)	入院者訪問支援の意義と目的	国立精神・神経医療研究センター	<ul style="list-style-type: none"> 入院者訪問支援、これまでの経緯について 精神科アドボケイトの理念
10:20~10:50	講義 (30分)	入院者訪問支援事業の運営について	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度実施要領について 事務局運営等の実務について
10:50~12:00	講義 (70分)	実践報告 質疑応答 先行自治体の事業開始に向けた取組について	各事業担当者	<ul style="list-style-type: none"> 片岡美江氏 (岡山県保健医療部健康推進課) 佐藤裕美氏 (公益社団法人 慈恵会慈恵病院 生活福祉支援課) 澤野文彦氏 (一般社団法人 静岡県精神保健福祉士協会) 銭谷昌平氏 (札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課)
12:00~13:00	(60分)	昼休憩		
13:00~13:40	演習GW 1 (40分)	自治体間の意見交換	各班ファシリテーター	【テーマ】入院者訪問支援事業開始に向けて <ul style="list-style-type: none"> 自己紹介 (参加者・自治体) 事業に期待すること 現在の準備状況 午前中の講義の感想
13:40~14:00	GW 2 (20分)	事業開始に向けた計画	各自治体	自治体ごとにロードマップの作成 ・午前中の講義を受け、事前課題のロードマップをブラッシュアップする
14:00~14:10	(10分)	休憩		
14:10~15:00	GW 3 (50分)	計画の共有・意見交換	各班ファシリテーター	グループ内にて計画を共有 ・GW 2で作成したロードマップをもとに、各自治体の状況 (計画・実施方法・課題等) を共有
15:00~15:20	共有 (20分)	各自治体の情報交換	全体	全体で情報交換 ・参加者が自由に動き、他自治体と情報交換 ・各自治体ごとに、説明者は自席に残り、他の参加者は自由に動きながら情報を収集する
15:20~15:55	全体 (35分)	各グループからの報告・質疑応答	各班ファシリテーター	各班ファシリテーターより以下の内容について発表 ・グループ内の意見交換の概要 ・全体をとおしてあがった質問に対する応答
15:55~16:00	全体 (5分)	終わりに	厚生労働省	

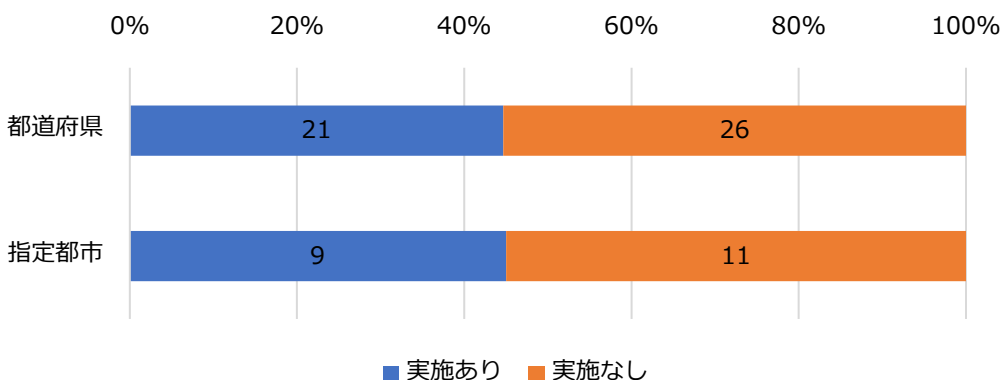
※令和6年度の研修資料については以下のHPに掲載 (QRコードからもアクセス可能)
 入院者訪問支援事業 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu_00005.html



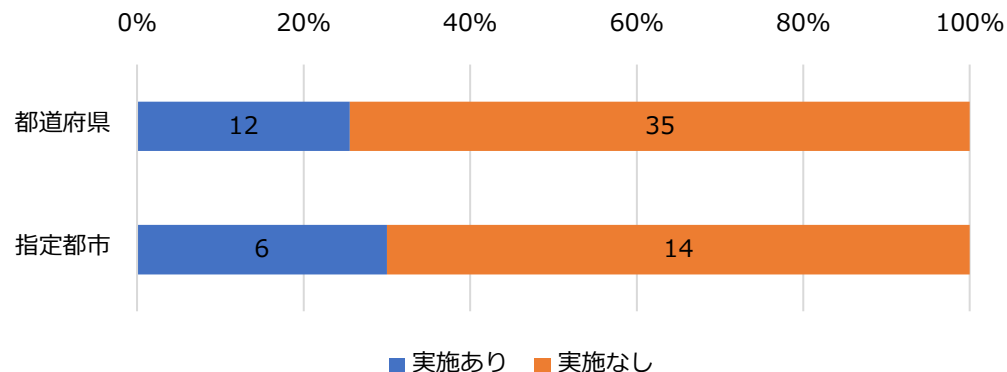
令和6年度入院者訪問支援事業の実施状況

- 令和6年12月1日時点での養成研修及び派遣の実施状況は以下のとおり。
- 養成研修は30/67自治体（都道府県、指定都市）で実施している。派遣は①18/67自治体（都道府県、指定都市）で実施あり、18自治体における派遣実績は、②延派遣回数合計は244回、③訪問実人数合計は155人であった。
※一部都道府県・指定都市については共同実施のため重複有り

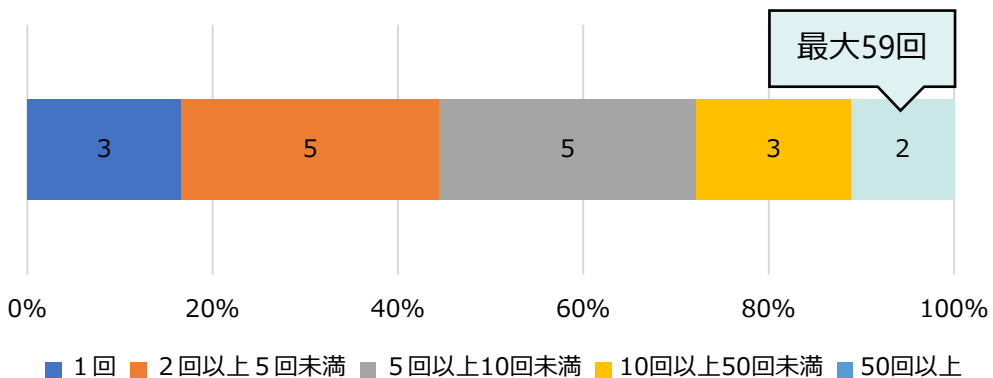
養成研修の実施状況



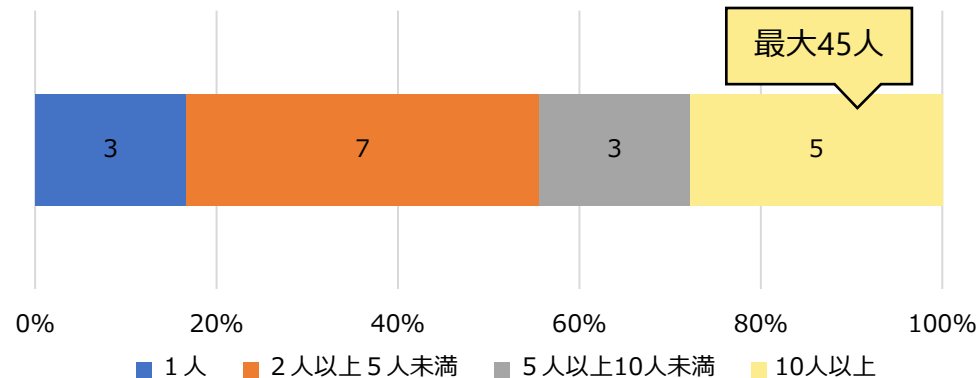
①派遣の実施状況



②派遣回数別の自治体の分布 (n=18)



③訪問人数別の自治体の分布 (n=18)



精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係るアンケート集計結果（令和7年1月14日時点の速報値）

調査概要（※令和7年1月14日回収時点）

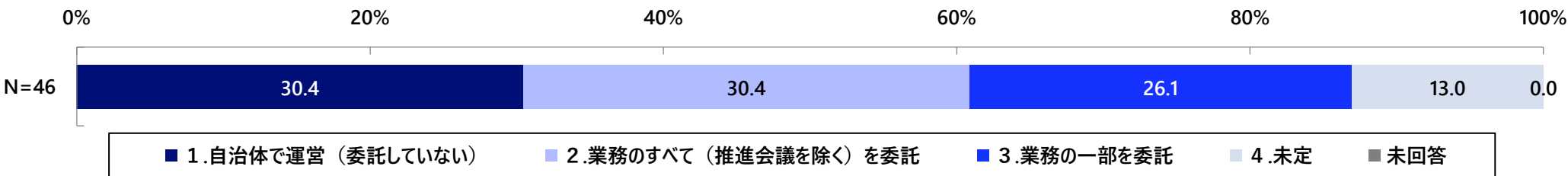
	都道府県調査	市町村調査
対象	<ul style="list-style-type: none">都道府県	<ul style="list-style-type: none">全都道府県の市区町村（指定都市、保健所設置市、特別区含む）
対象数	<ul style="list-style-type: none">47都道府県（悉皆）	<ul style="list-style-type: none">1,741市町村（悉皆）
回答数 (有効回収率)	<ul style="list-style-type: none">46/47（97.9%）	<ul style="list-style-type: none">1,527/1,741（87.7%）
調査方法	<ul style="list-style-type: none">電子メールによる自記式調査票の配布・回収	<ul style="list-style-type: none">電子メールによる自記式調査票の配布・回収 (都道府県を通じて配布・回収)
調査期間	<ul style="list-style-type: none">令和6年12月17日（火） ～令和7年1月14日（火）	<ul style="list-style-type: none">令和6年12月17日（火） ～令和7年1月14日（火）

※次ページ以降のアンケート結果（P12～P31）は入院者訪問支援事業に関するものを抜粋したものととなります。 10

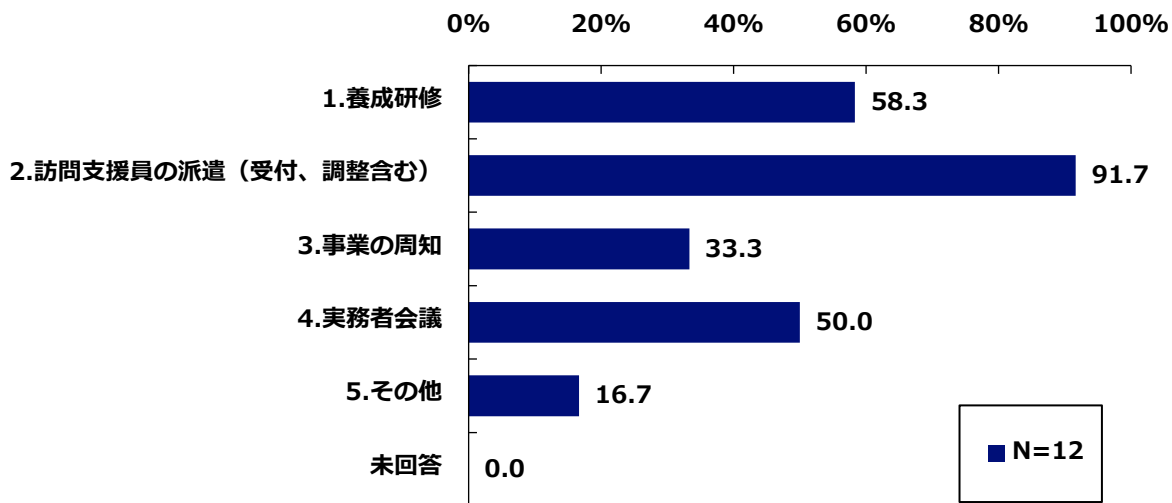
アンケート結果（都道府県⑬）

- 入院者訪問支援事業の実施方法としては、「自治体で運営（委託していない）」と「業務のすべて（推進会議を除く）を委託」が30.4%で最も高く、「業務の一部を委託」（26.1%）と続く。
- 委託する業務内容は「訪問支援員の派遣（受付、調整含む）」が91.7%と最も高く、「養成研修」（58.3%）、「実務者会議」（50.0%）と続く。
- また、支援対象者は「市町村同意による医療保護入院者」が78.3%と最も高かった。

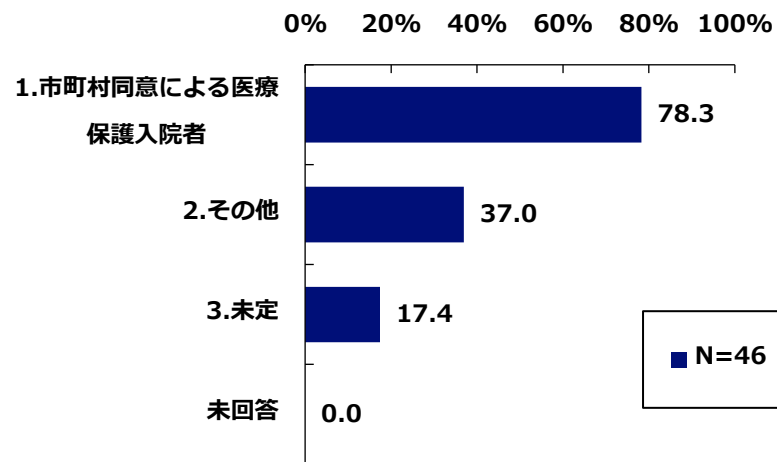
Q21-1.入院者訪問支援事業の実施方法



Q21-3.（21-1で「3.業務の一部を委託」を選択した場合）委託する業務内容

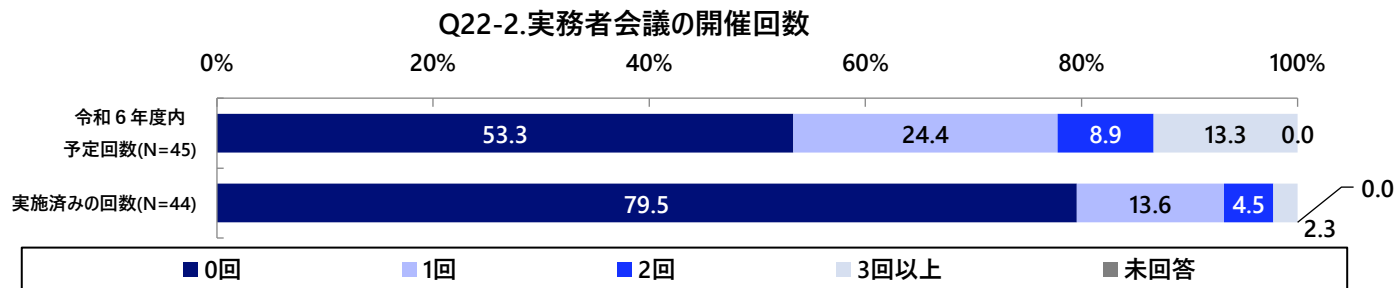
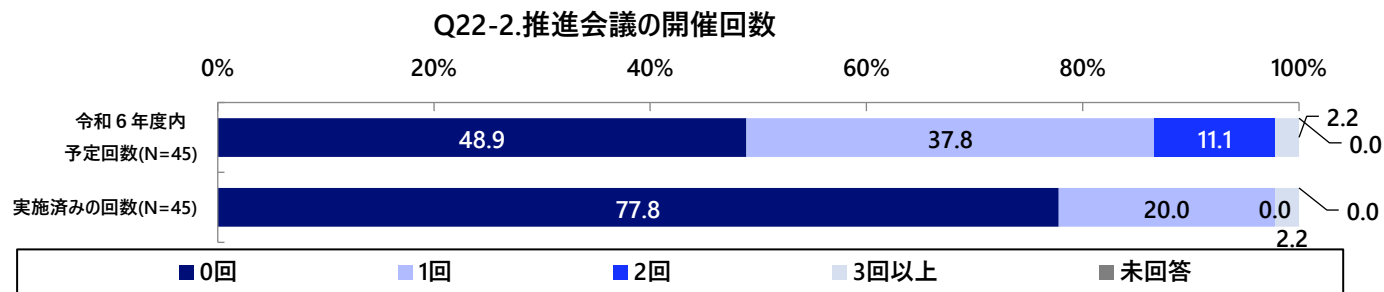
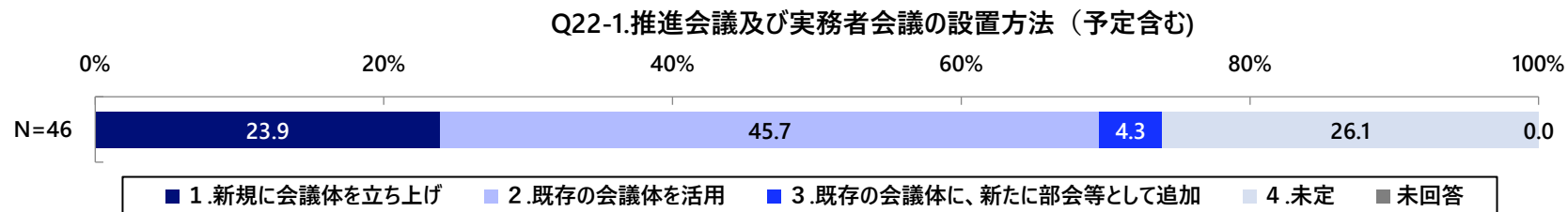


Q21-4.入院者訪問支援事業の支援対象者



アンケート結果（都道府県⑭）

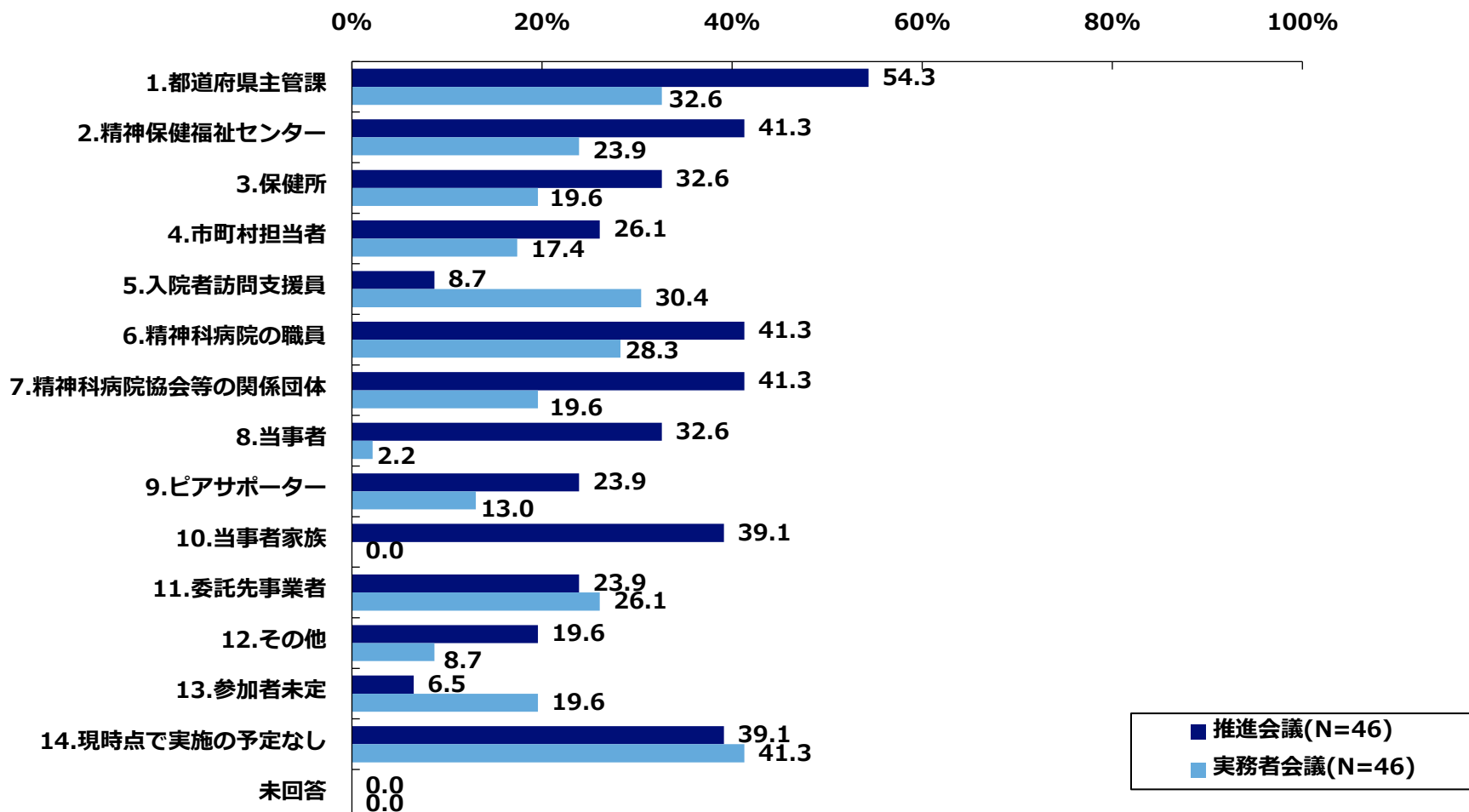
- 入院者訪問支援事業における推進会議及び実務者会議は「既存の会議体を活用」した設置が45.7%と最も高く、「新規に会議体を立ち上げ」が23.9%と続く。
- 推進会議・実務者会議ともに、令和6年度内の予定回数はおよそ半数が「0回」であった。



アンケート結果（都道府県⑮）

- 参加者の所属としては、推進会議においては「都道府県主管課」が54.3%で最も高く、「精神保健福祉センター」「精神科病院の職員」「精神科病院協会等の関係団体」（41.3%）と続く。
- 実務者会議においては、「都道府県主管課」が32.6%と最も高く、「入院者訪問支援員」（30.4%）、「精神科病院の職員」（28.3%）と続く。

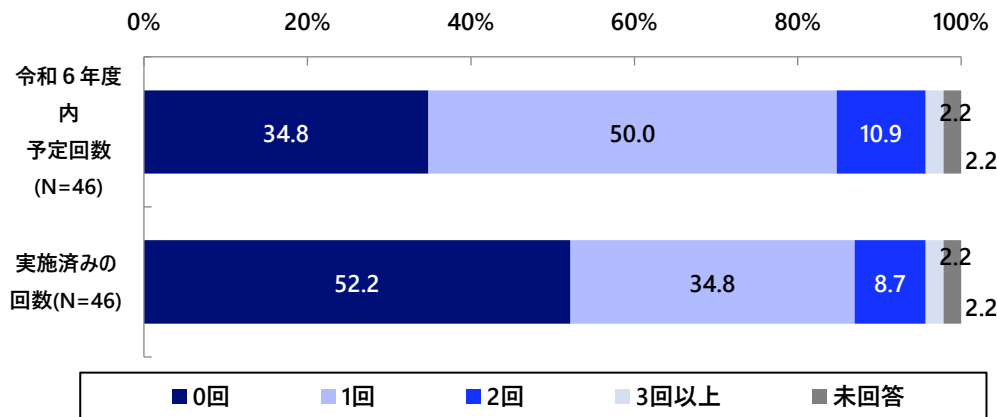
Q22-3.推進会議及び実務者会議の参加者の所属（予定含む）



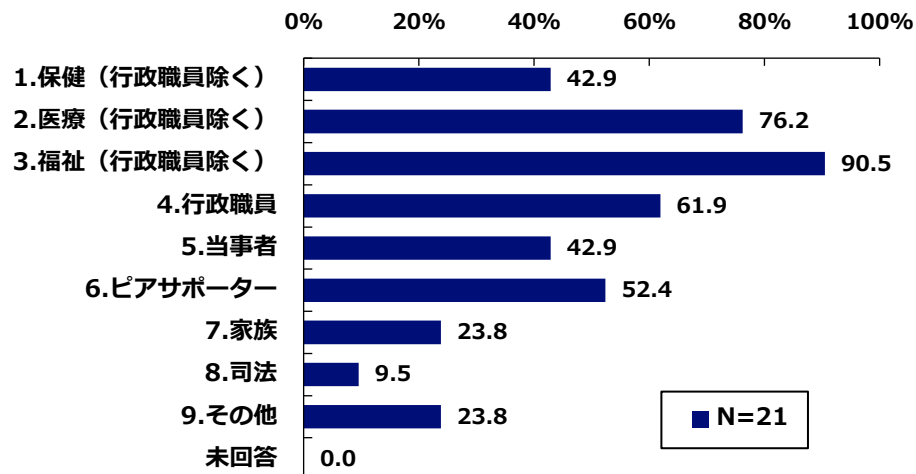
アンケート結果（都道府県⑬）

- 入院者訪問支援員養成研修については、令和6年度においては半数の都道府県が「1回」の開催予定となっている。
- 研修参加者数としては、「20人以上40人未満」が47.6%と最も高く、次いで「60人以上」（28.6%）と続く。
- 参加者属性としては行政職を除く「福祉」（90.5%）と「医療」（76.2%）が最も多く、「行政職員」（61.9%）、「ピアサポーター」（52.4%）と続く。
- 研修においては、半数の都道府県が厚労省提供資料を「活用している」という結果であった。

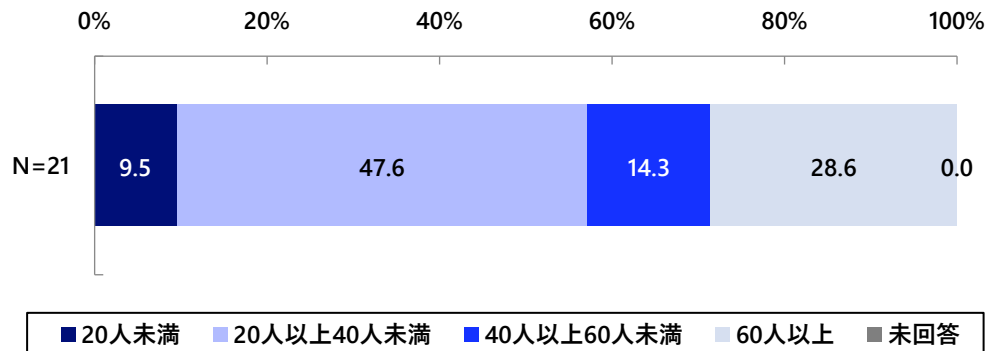
Q23-1.入院者訪問支援員養成研修の開催回数



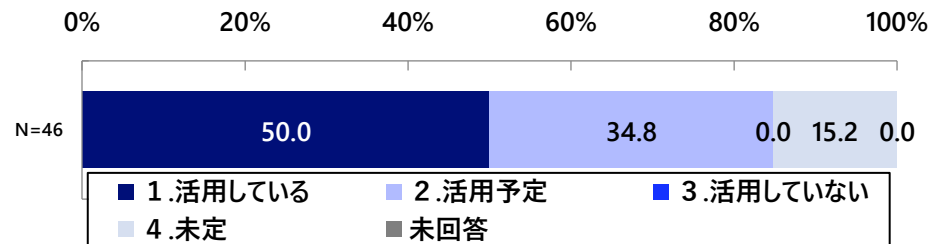
Q23-3.入院者訪問支援員養成研修の参加者属性



Q23-2.入院者訪問支援員養成研修の参加者数



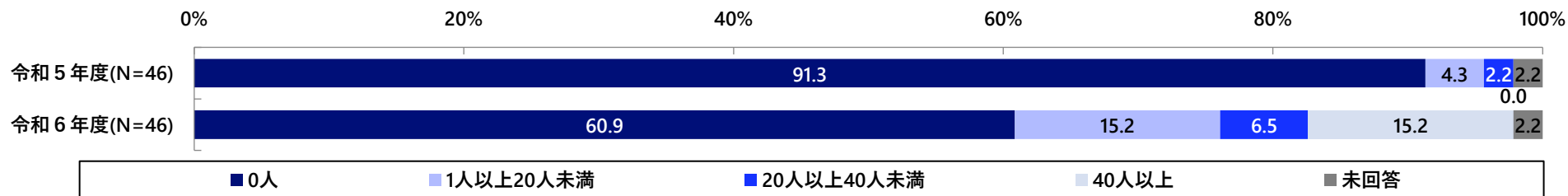
Q23-4.入院者訪問支援員養成研修における厚労省提供資料の活用有無



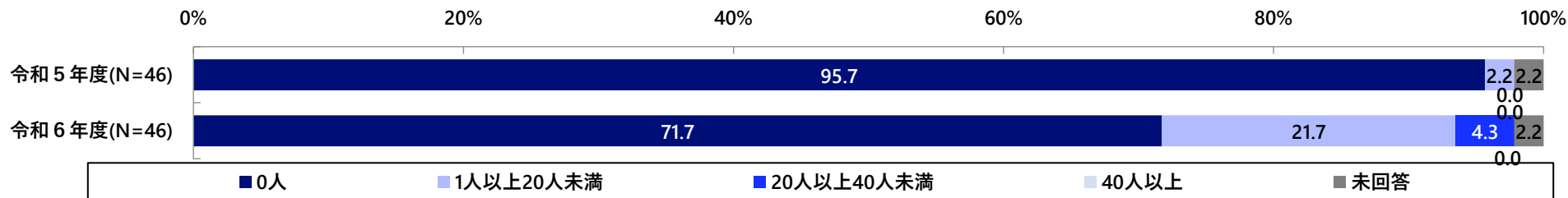
アンケート結果（都道府県⑰）

- 入院者訪問支援員の選任数は、令和5年度から6年度で伸びていることが明らかとなり、特に「40人以上」が0.0%から15.2%と増加した。
- 派遣人数も増加傾向にあり、「1人以上20人未満」が令和5年度の2.2%から令和6年度には21.7%と増加した。

Q24-1.入院者訪問支援員の選任数



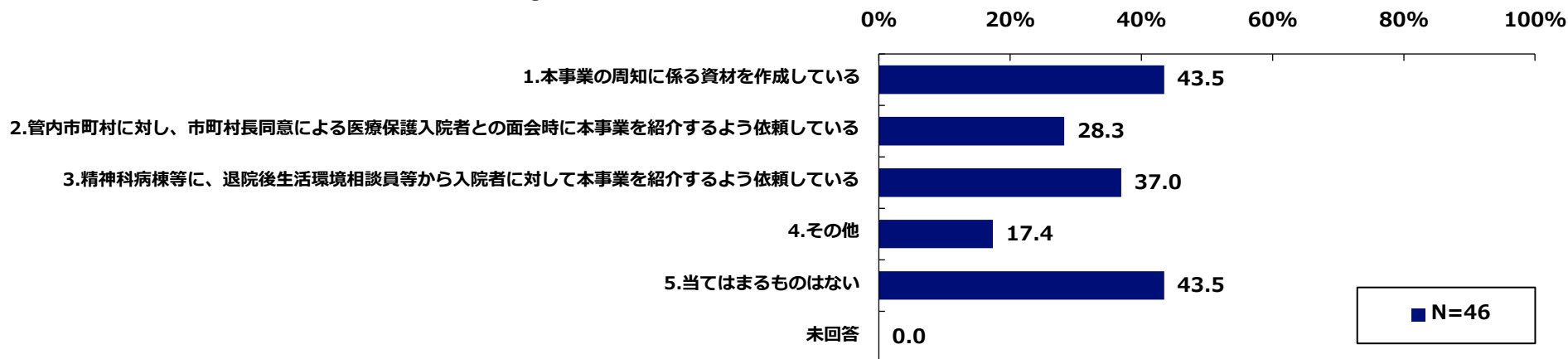
Q24-1.入院者訪問支援員の派遣人数（実人数）



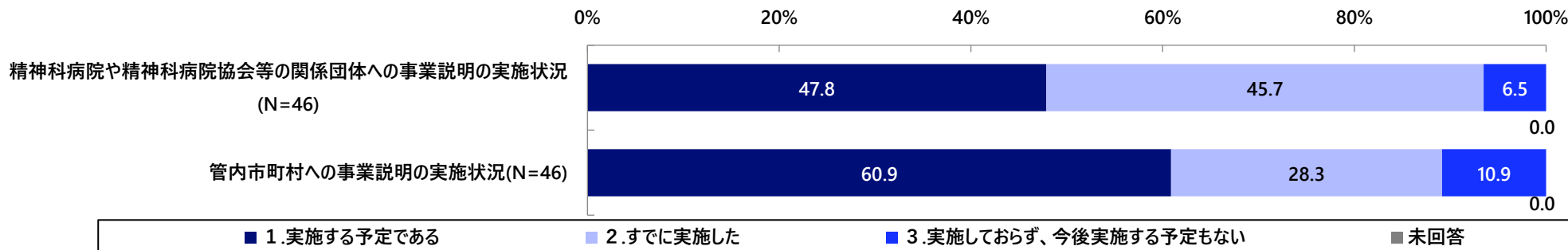
アンケート結果（都道府県⑱）

- 入院者訪問支援事業の周知に向けた取組内容としては、「本事業の周知に係る資料を作成している」と「当てはまるものはない」が43.5%と同数であった。
- 精神科病院や精神科病院協会等への事業説明の状況としては、関係団体に対しては「実施予定」が47.8%、「実施済み」が45.7%であり、管内市町村に対しては「実施予定」が60.9%、「実施済み」が28.3%であった。

Q25.入院者訪問支援事業の周知について取り組んでいる内容



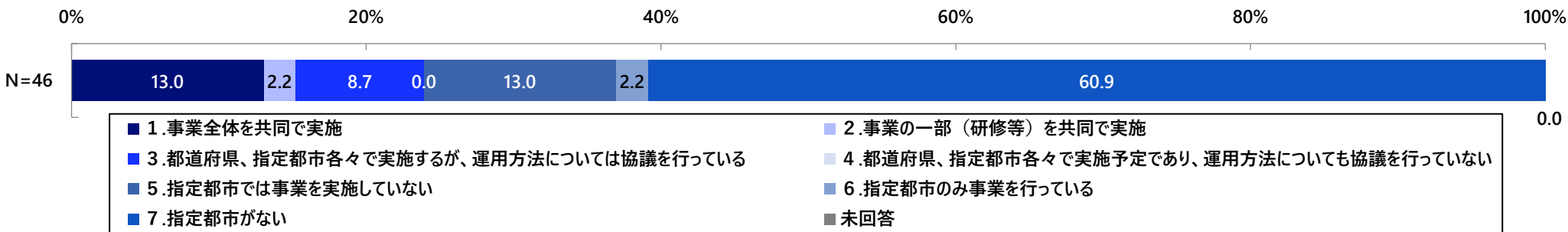
Q26.入院者訪問支援事業についての、精神科病院や精神科病院協会等の関係団体及び管内市町村に対する事業説明の有無



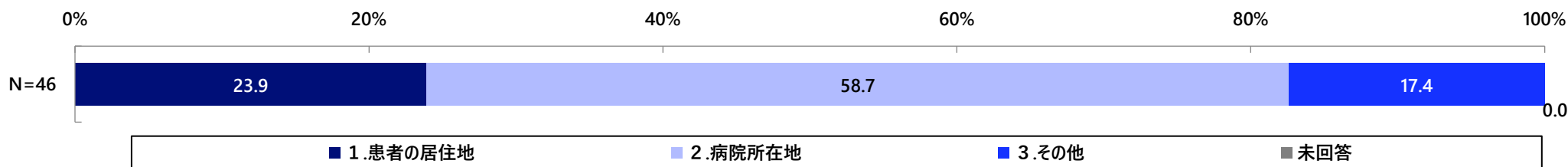
アンケート結果（都道府県⑱）

- 入院者訪問支援事業における管内指定都市との連携については、「指定都市がない」を除き、「事業全体を共同で実施」及び「都道府県、指定都市各々で実施予定であり、運用方法についても協議を行っていない」が13.0%で最も高い。
- 他都道府県や指定都市の入院者等への訪問を検討するうえでの基準は、「病院所在地」が58.7%で最も高い。
- 入院者訪問支援員へのフォローアップの仕組みは84.8%の都道府県が「検討中」である。

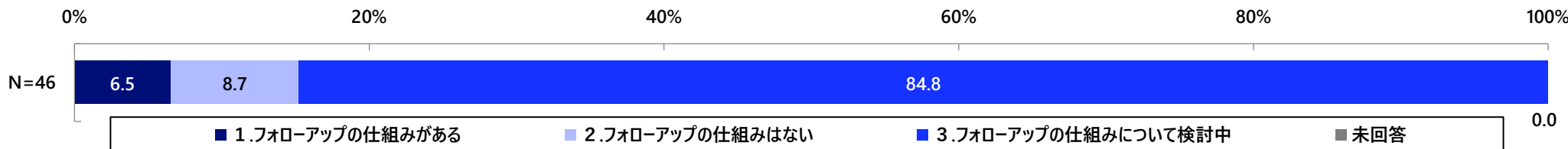
Q27.管内指定都市と本事業に係る連携状況（予定含む）



Q28.他都道府県の精神科病院への入院者や指定都市に所在する精神科病院の入院者等について、訪問の実施を検討するうえでの患者の基準



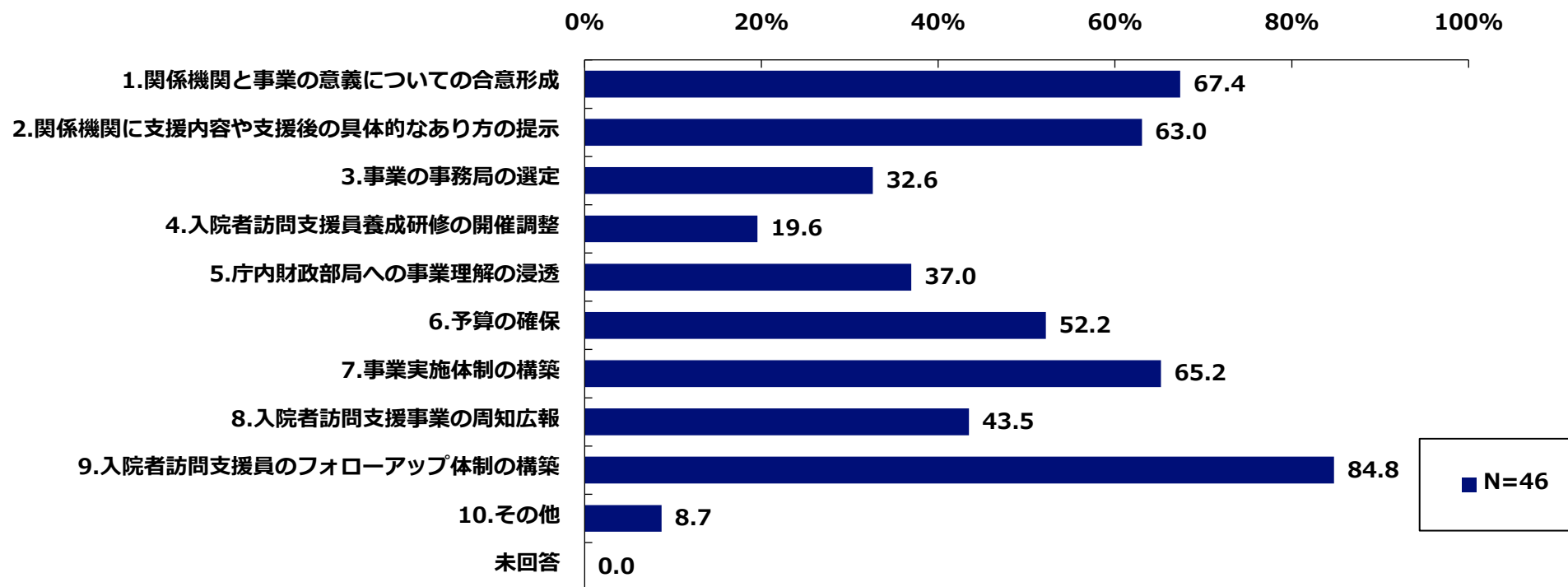
Q29.入院者訪問支援員のフォローアップの仕組みの有無



アンケート結果（都道府県⑳）

- 入院者訪問支援事業を実施する上での課題は、「入院者訪問支援員のフォローアップ体制の構築」が84.8%で最も高く、「関係機関と事業の意義についての合意形成」（67.4%）、「事業実施体制の構築」（65.2%）、「関係機関に支援内容や支援後の具体的なあり方の提示」（63.0%）と続く。

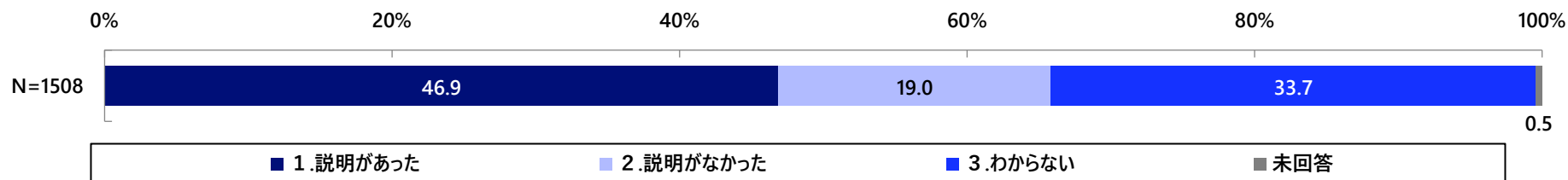
Q30.入院者訪問支援事業を実施する上での課題



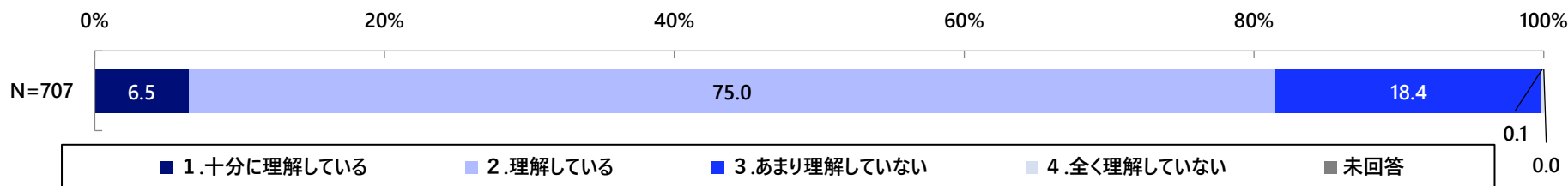
アンケート結果（市町村⑫）

- 都道府県から入院者訪問支援事業についての「説明があった」市町村は46.9%であった。
- 都道府県からの説明を受けたうえで、事業について「十分に理解している」「理解している」と回答した市町村は81.5%であった。
- 入院者訪問支援事業に対する都道府県としての方針・方策について十分に理解している」「理解している」と回答した市町村は73.1%であった。

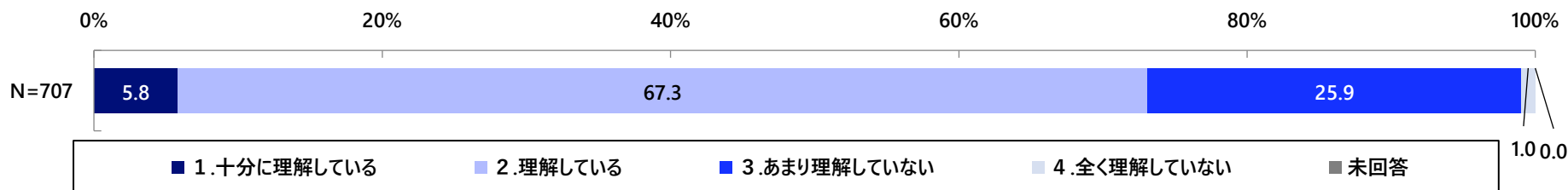
Q16.入院者訪問支援事業 都道府県からの説明



Q16.入院者訪問支援事業 事業に対する理解

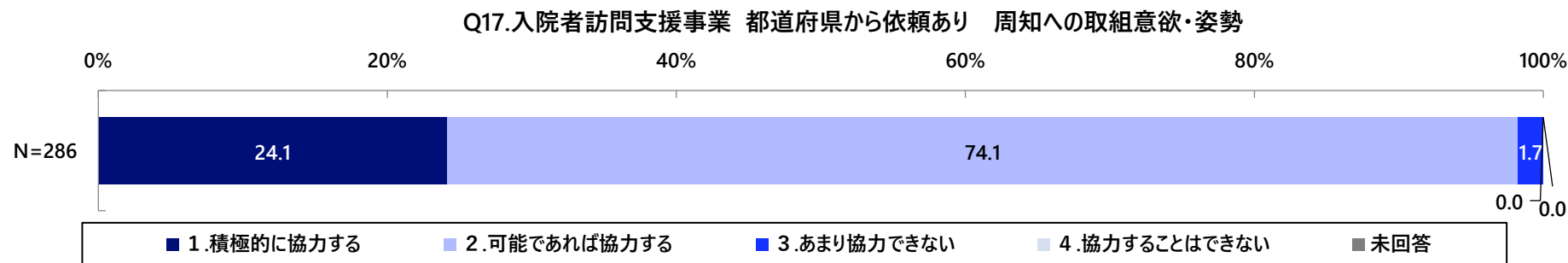
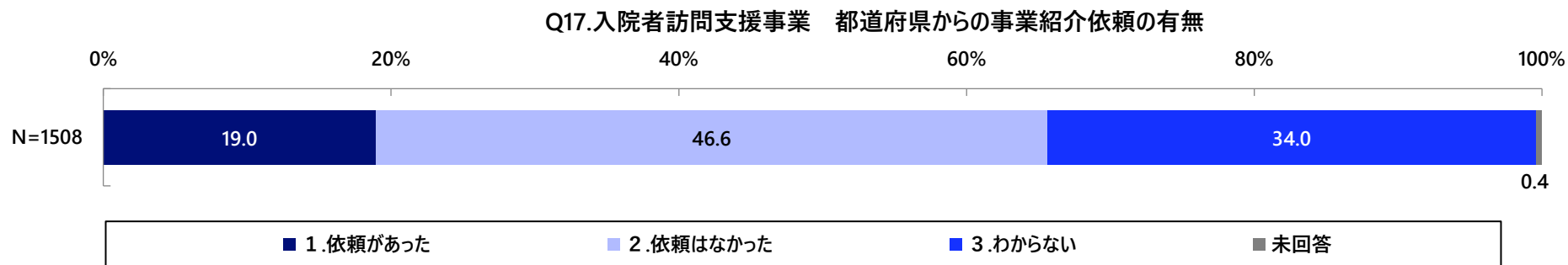


Q16.入院者訪問支援事業 都道府県の方針・方策への理解



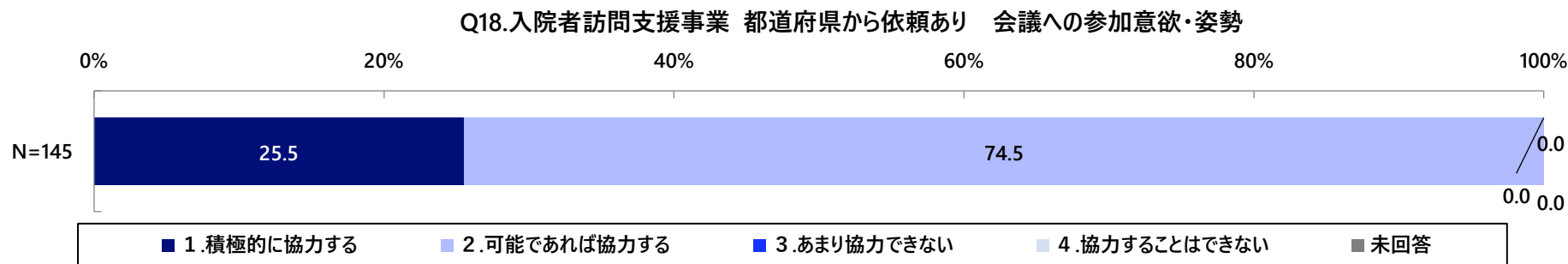
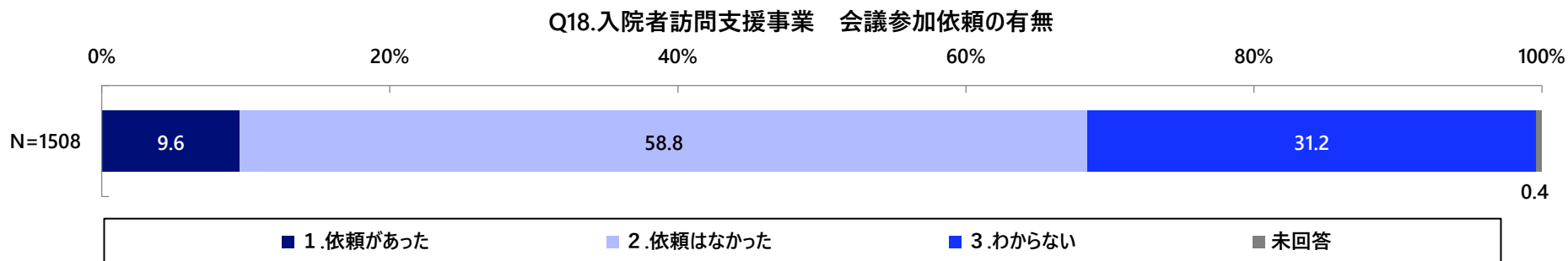
アンケート結果（市町村⑬）

- 都道府県から入院者訪問支援事業における事業紹介の依頼については、「依頼は無かった」が46.6%で最も高く、「わからない」（34.0%）、「依頼があった」（19.0%）と続く。
- 都道府県から依頼があった場合の周知への取組意欲・姿勢については、「可能であれば協力する」が74.1%で最も高く、「積極的に協力する」（24.1%）と続く。



アンケート結果（市町村⑭）

- 都道府県から入院者訪問支援事業における会議参加依頼については、「依頼は無かった」が58.8%で最も高く、「わからない」（31.2%）、「依頼があった」（9.6%）と続く。
- 都道府県から依頼があった場合の会議への取組意欲・姿勢については、「可能であれば協力する」が74.5%で最も高く、「積極的に協力する」（25.5%）と続く。

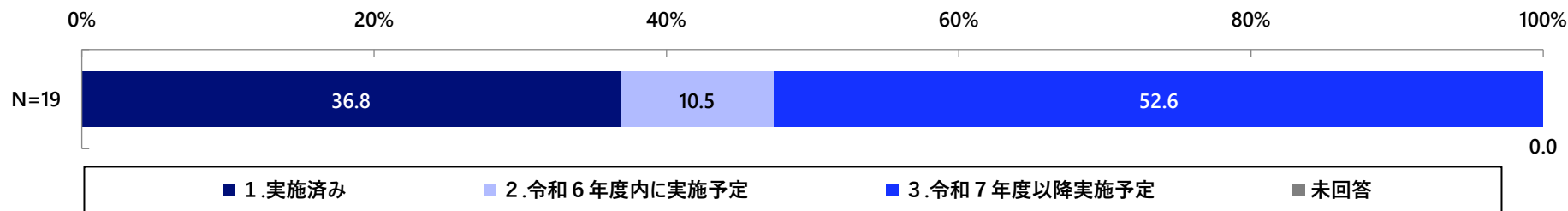


アンケート結果（市町村⑮）

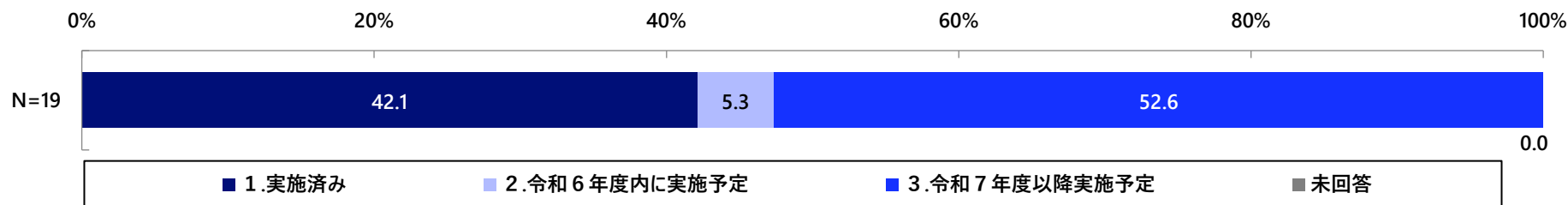
- 指定都市における入院者訪問支援事業の実施状況のうち会議対の設置は「実施済み」が36.8%であった。
- 訪問支援員養成研修の開催状況は「実施済み」が42.1%であった。
- 訪問支援員の派遣は「実施済み」が36.8%であった。

指定都市のみ回答

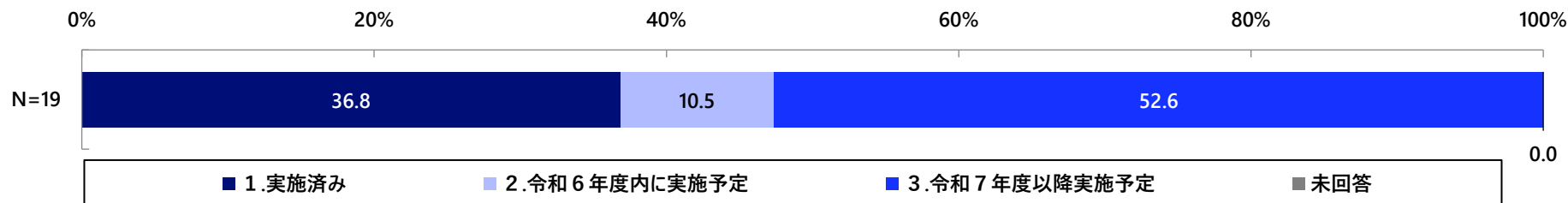
Q20.入院者訪問支援事業の実施状況 会議体の設置



Q20.入院者訪問支援事業の実施状況 訪問支援員養成研修の開催



Q20.入院者訪問支援事業の実施状況 訪問支援員の派遣

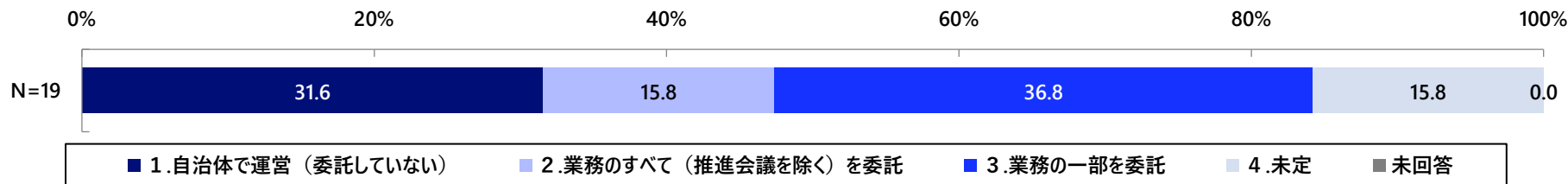


アンケート結果（市町村⑬）

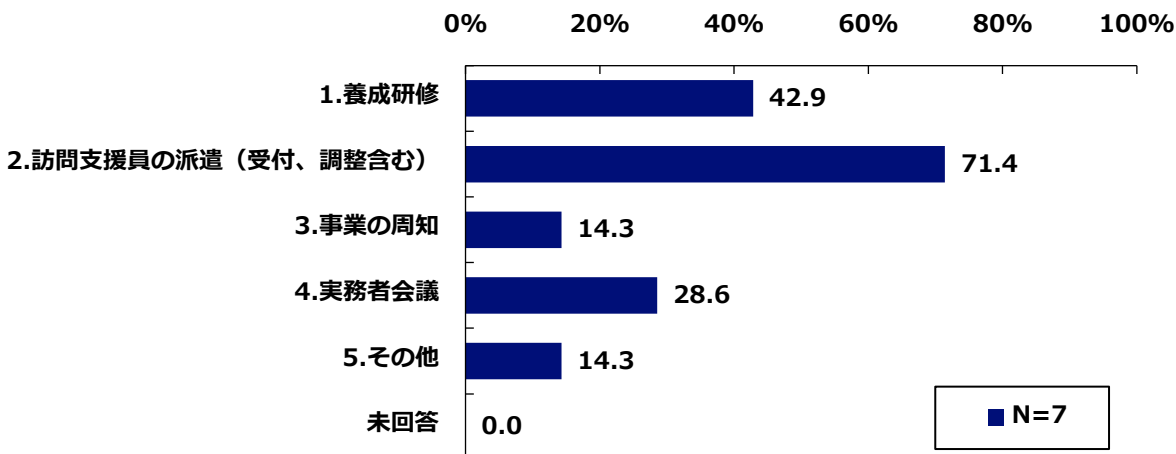
- 入院者訪問支援事業の実施方法としては、「業務の一部を委託」が36.8%で最も高く、「自治体で運営（委託していない）」（31.6%）と続く。
- 委託する業務内容は「訪問支援員の派遣（受付、調整含む）」が71.4%と最も高く、「養成研修」（42.9%）、「実務者会議」（28.6%）と続く。
- 支援対象者は「市町村同意による医療保護入院者」が84.2%と最も高かった。

指定都市のみ回答

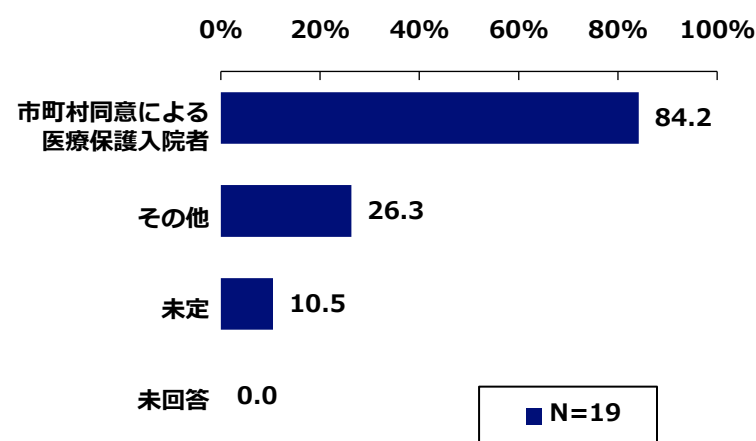
Q21(1).入院者訪問支援事業実施方法



Q21(3).入院者訪問支援事業委託業務内容



Q21(4).入院者訪問支援事業の支援対象者

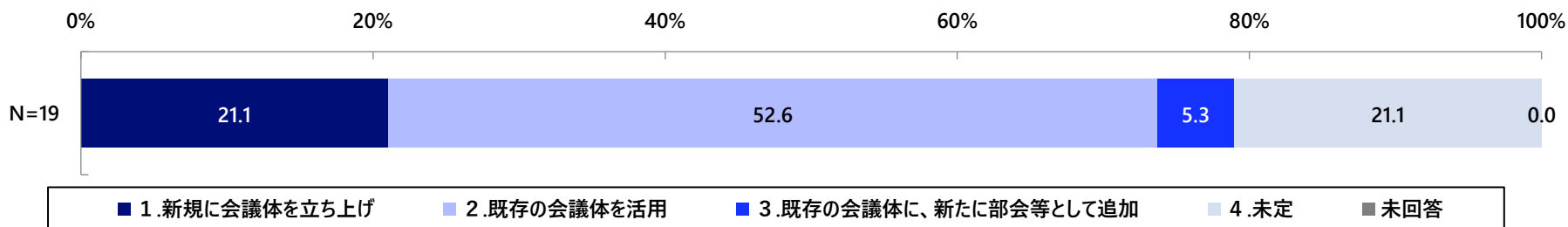


アンケート結果（市町村⑬）

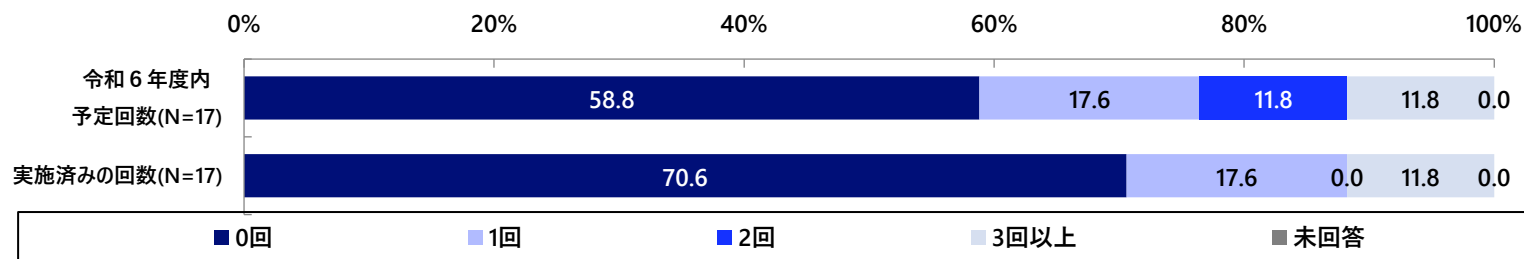
- 入院者訪問支援事業における推進会議及び実務者会議は「既存の会議体を活用」した設置が52.6%と最も高く、「新規に会議体を立ち上げ」が21.1%、「未定」が21.1%と続く。
- 推進会議・実務者会議ともに、令和6年度内の予定回数はおよそ半数が「0回」であった。

指定都市のみ回答

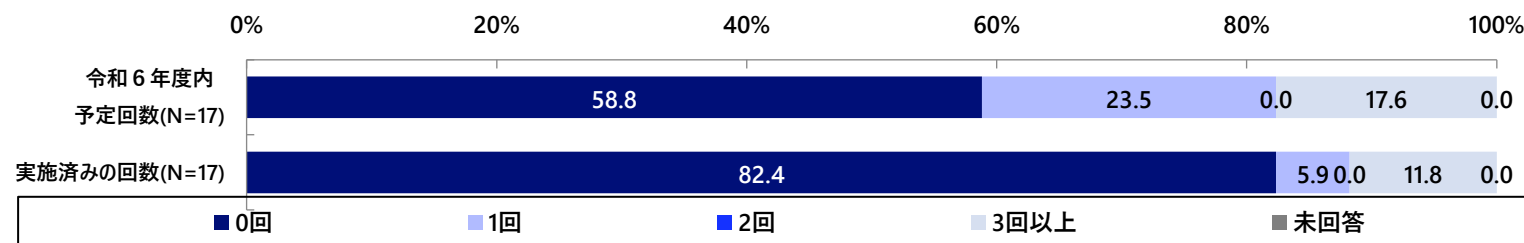
Q22(1).推進会議および実務者会議の設置方法



Q22-2.推進会議の開催回数



Q22-2.実務者会議の開催回数

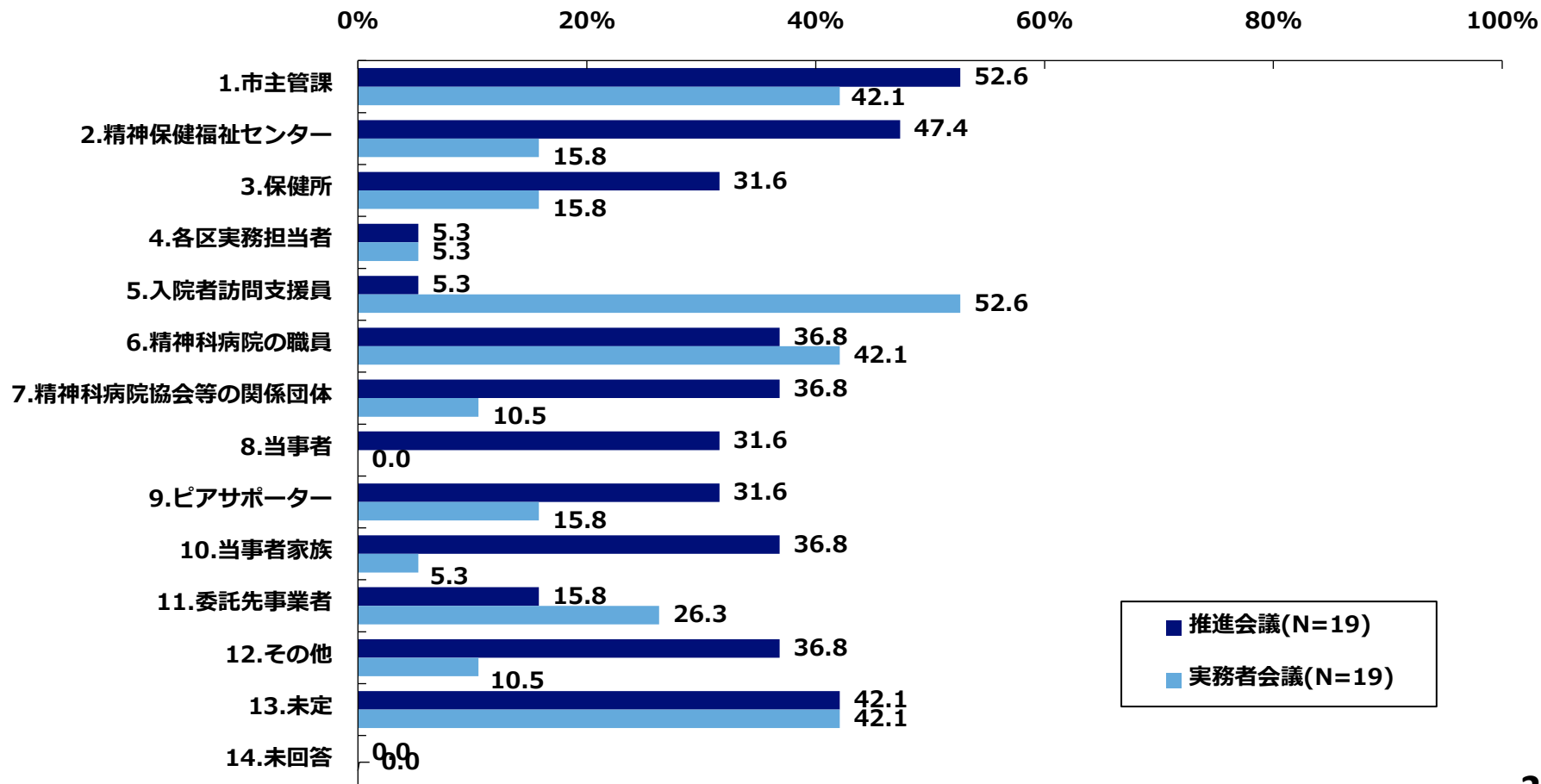


アンケート結果（市町村^⑱）

- 入院者訪問支援事業を実施している自治体における参加者の所属としては、推進会議においては「市主管課」が52.6%で最も高く、「精神保健福祉センター」（47.4%）と続く。
- 一方、実務者会議においては、「入院者訪問支援員」が52.6%と最も高く、「市主管課」「精神科病院の職員」（42.1%）と続く。

指定都市のみ回答

Q22-3.推進会議及び実務者会議の参加者の所属

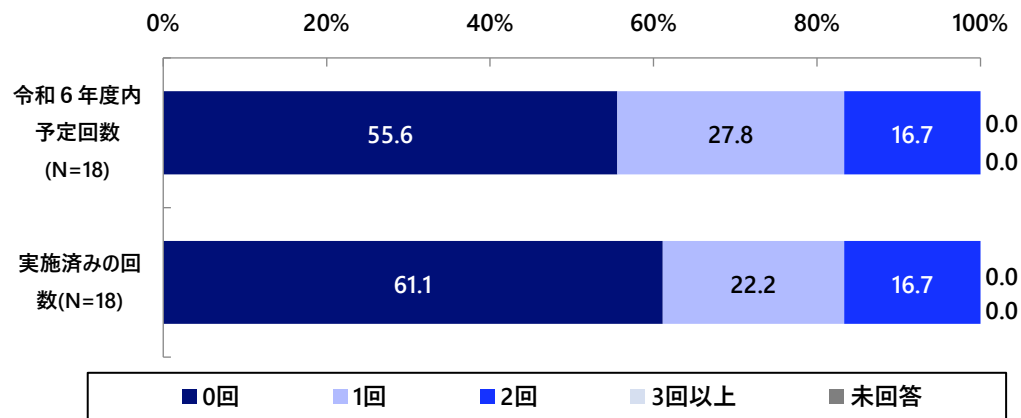


アンケート結果（市町村⑱）

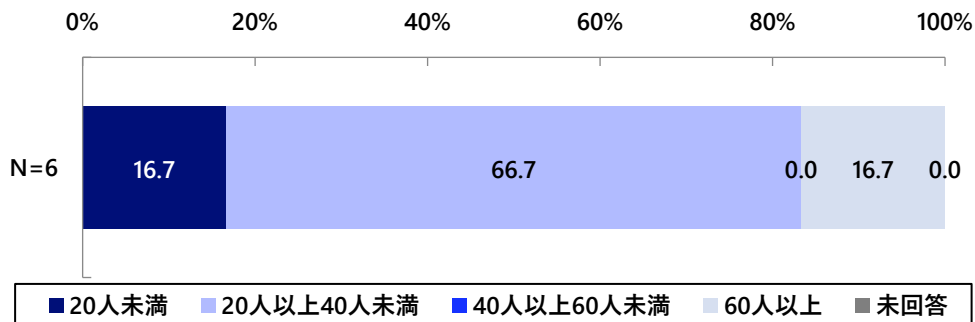
- 入院者訪問支援員養成研修については、令和6年度においては半数以上の指定都市が「0回」の開催予定となっている。
- 研修参加者数としては、「20人以上40人未満」が66.7%と最も高かった。
- 参加者属性としては行政職を除く「福祉」と「医療」が42.1%が最も多かった。
- 研修においては、およそ半数の指定都市が厚生労働省提供資料を「活用している」という結果であった。

指定都市のみ回答

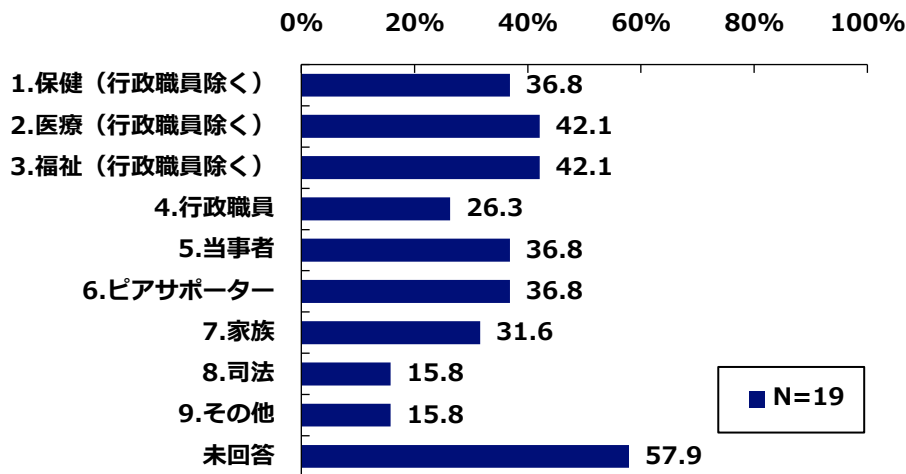
Q23-1.入院者訪問支援員養成研修の開催回数



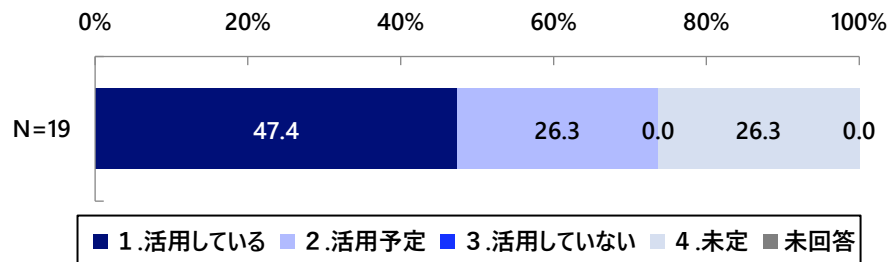
Q23-2.入院者訪問支援員養成研修の参加者数



Q23(3).令和6年度入院者訪問支援員養成研修参加者属性



Q23(4).厚生労働省が提供している講義資料の活用有無

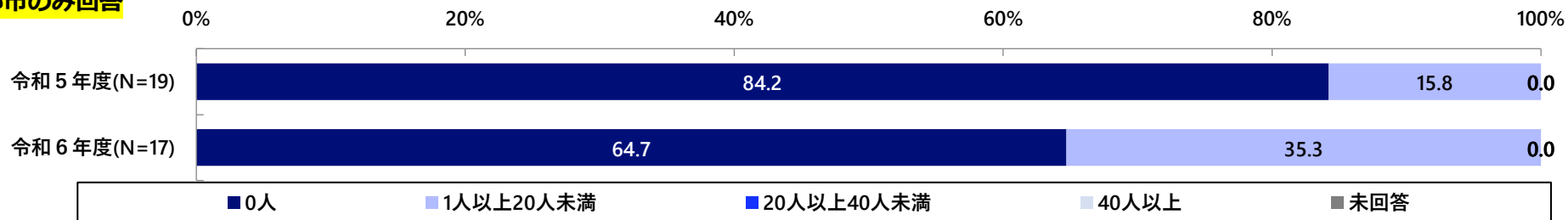


アンケート結果（市町村⑳）

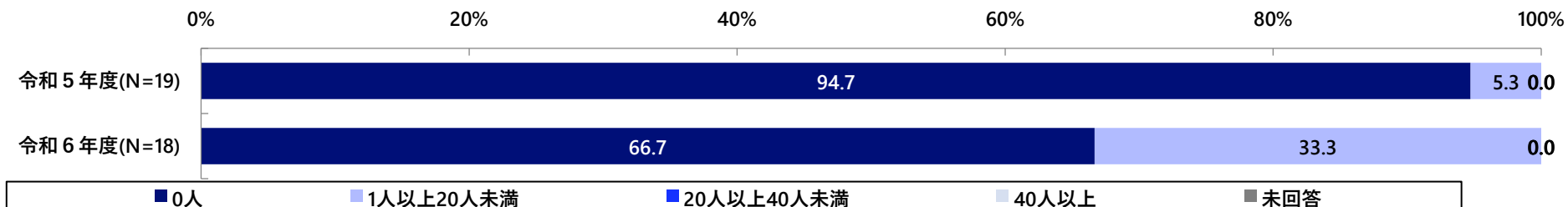
- 入院者訪問支援員の選任数は、令和5年度から6年度で伸びていることが明らかとなり、「0人」であった数値は84.2%から64.7%へと減少した。
- 派遣人数も増加傾向にあり、「1人以上20人未満」が令和5年度の5.3%から令和6年度には33.3%と増加した。

指定都市のみ回答

Q24-1.入院者訪問支援員の選任数



Q24-1.入院者訪問支援員の派遣人数（実人数）

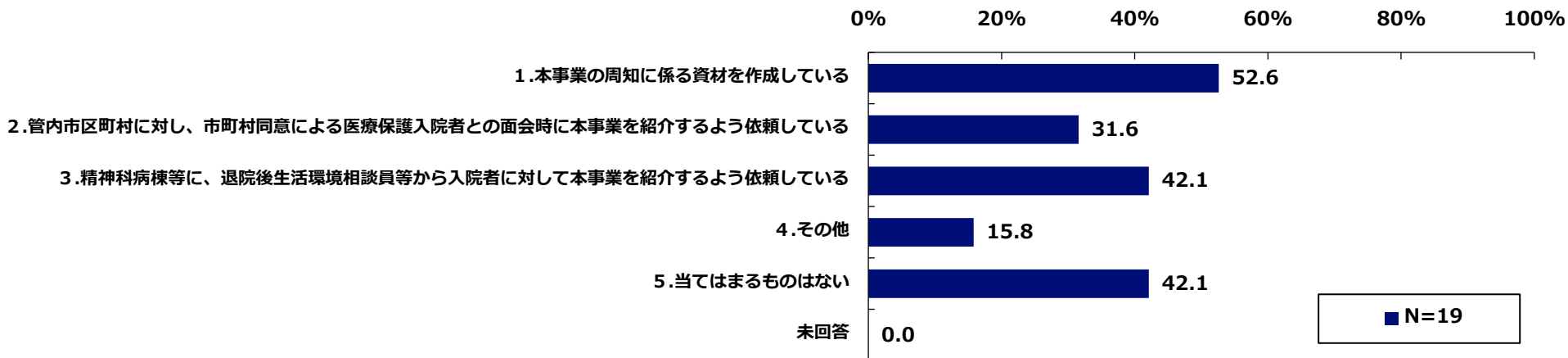


アンケート結果（市町村②）

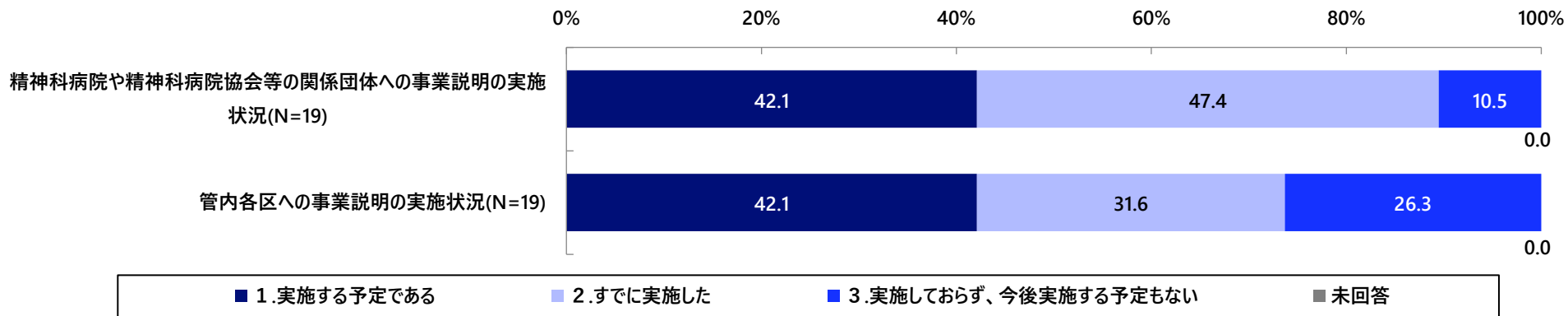
- 入院者訪問支援事業の周知に向けた取組内容としては、「本事業の周知に係る資料を作成している」が52.6%で最も高く、「精神科病棟等に、退院後生活環境相談員等から入院者に対して本事業を紹介するよう依頼している」「当てはまるものはない」（42.1%）と続く。
- 精神科病院や精神科病院協会等の関係団体への事業説明の状況としては、「実施予定」が42.1%、「実施済み」が47.4%であり、管内各区に対しては「実施予定」が42.1%、「実施済み」が31.6%であった。

指定都市のみ回答

Q25.入院者訪問支援事業の周知について取り組んでいる内容



Q26.入院者訪問支援事業についての、精神科病院や精神科病院協会等の関係団体及び管内区町村に対する事業説明の有無

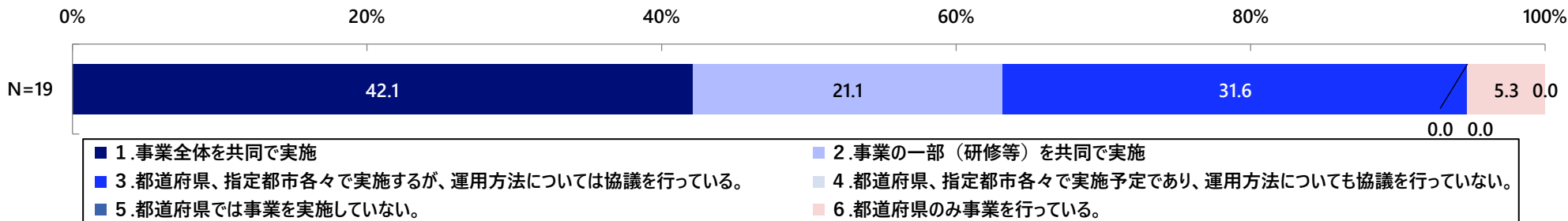


アンケート結果（市町村②）

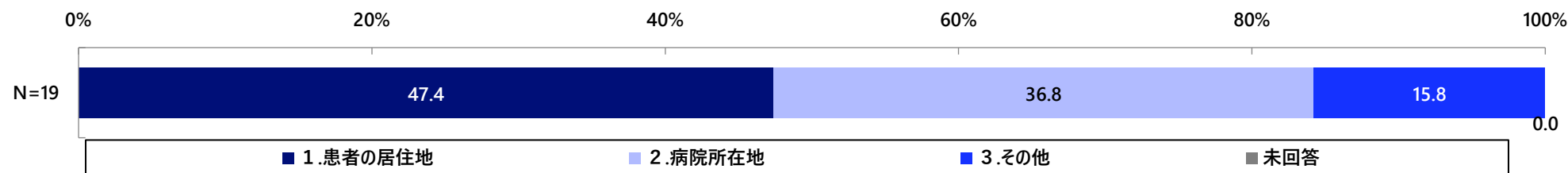
- 入院者訪問支援事業における都道府県との連携については、「事業全体を共同で実施」が42.1%で最も高い。
- 訪問を実施するうえでの基準は、「患者の居住地」が47.4%で最も高い。
- 入院者訪問支援員へのフォローアップについては、10.5%の指定都市がしゅみを有している。

指定都市のみ回答

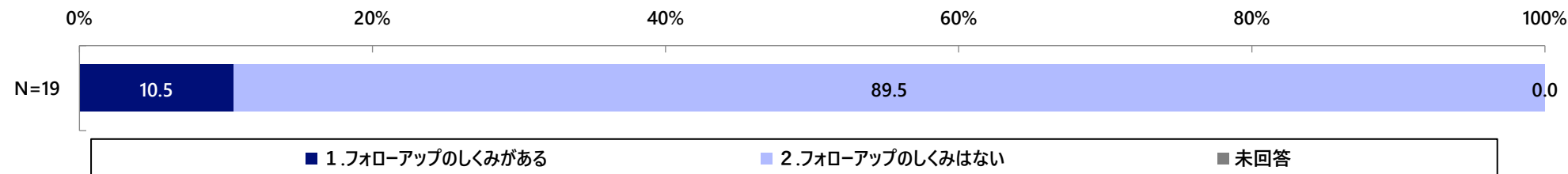
Q27.都道府県との本事業に係る連携状況（予定含む）



Q28.訪問の実施を検討する上での患者の基準



Q29.入院者訪問支援員フォローアップのしゅみ有無



アンケート結果（市町村⑳）

- 入院者訪問支援事業を実施する上での課題は、「事業実施体制の構築」が78.9%で最も高く、「関係機関と事業の意義についての合意形成」（73.7%）、「入院者訪問支援員のフォローアップ体制の構築」（68.4%）、「関係機関に支援内容や支援後の具体的なあり方の提示」（63.2%）と続く。

指定都市のみ回答

Q30.入院者訪問支援事業を実施する上での課題

